

基盤環境委員会

付託議案の審査

3月定例会において基盤環境委員会には5件の議案が付託され、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案と主な質疑は次のとおりです。

◆議第11号
高山市手数料条例の一部を改正する条例について(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の

施行等及び岐阜県からの権限移譲に伴い改正しようとするもの)

【論点】市民に対する影響

- ・低炭素住宅の認定を受けると住宅ローン控除額の増や登録免許税の減税など優遇措置を受けることができる。
- ・登録住宅性能評価機関は26機関あり、うち1機関が市内に出張所を設けている。
- ・申請から審査に要する期間は、性能評価機関で概ね2週間、市に提出後約10日間となっている。

◆議第16号
高山市火災予防条例の一部を改正する条例について(電磁誘導加熱式調理器などの離隔距離、構造及び管理等の取り扱いに係る省令の改正に伴い改正しようとするもの)

【論点】新たに加わった機器による火災の事例

- ・グリドル付コンロの

火災事例は、高山市消防本部管内では事例がない。

◆議第23号

市道路線の認定について(国道41号高山国府バイパス周辺道路網再編により、県より移管される名張上切線を新たに市道に認定しようとするもの)

【論点】県からの移管と道路改修

- ・上枝駅北側の道路改良が完成する平成28年5月末を予定している。

◆議第24号

市道路線の変更について(市道山口33号線の一部区間が現在利用されておらず、公共的な道路として管理する必要が認められないため、終点を変更しようとするもの)

【論点①】終点変更による影響

- ・接続する市道山口42号線は現況で途切れているが、その先の

交差点まで市道認定している。今後整備を進めてゆく。

- ・全線廃止しなかったのは、農地への乗り入れを確保するためである。

【論点②】占有物件の有無や地元の同意

- ・占有物件は無い。地元町内会の同意も得ている。

◆議第26号

大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約の変更について(岐阜県から白川村に権限移譲となった高圧ガス保安法に基づく事務等ため変更しようとするもの)

【論点】受託事務に係る対象施設数

- ・白川村の対象事業所は、高圧ガス保安法で2施設、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で1施設、火薬取締法及びガス事業法において該当はない。

行政視察の報告

2月4日から5日の2日間、ファシリティマネジメント(以下「FM」という。)について視察を実施しました。

日本ファシリティマネジメント協会

日本ファシリティマネジメント協会の視察ではFMの基本的な考え方、手法、活かし方について研修しました。

◎考察

- ・単に公共施設というとらえかたではなく、経営資源のひとつとして、戦略的にどこまで考え、健全に活用していけるかが問われる。
- ・どこまで危機感を共有できるか、意識改革が図れるか重要。
- ・市のグラントデザインが必要で、そこに立脚した戦略的な計画とすべきである。

千葉県佐倉市

千葉県佐倉市は、FMを先駆的に取り組ん

でおり、公共施設マネジメントにおけるFMの成果と課題を調査し、高山市の取り組みをべき公共施設マネジメントの方向性を調査・研究するため視察しました。

◎考察

高山市は、LCC(ライフサイクルコスト)建設から取り壊しまでの生涯費用)の視点が行政に必要であり、子孫に負の遺産とならないためにも、早急に、FMを採用しての、全体的な行政の仕組みづくり、財務を中心としたFM戦略の明確化、タテ割りの部局に有効なヨコ串をさすために専門部署を設置して取り組むことが不可欠であり、強力な推進体制と経営的運営能力を高める職員とトップの意識改革が必要である。



行政視察の様子(佐倉市)